

令和6年12月 2日

鹿追町議会議長 上 嶋 和 志 様

議会運営委員会  
委員長 安 藤 幹 夫

### 所管事務調査報告書

本委員会は、下記のとおり所管事務調査を実施したので報告いたします。

### 記

1 調査期間 令和6年11月22日（金）～11月23日（土）

2 調査地・調査項目

(1) 札幌市民プラザ

文化・芸術・図書館の複合施設の実態について

(2) 札幌市 北海道自治労会館 4Fホール

2024自治講座「国・地方自治体の関係はどうか」

3 参加者

委員長	安藤幹夫
副委員長	青砥敏一
委員	山口優子
委員	川染洋
委員	狩野正雄
議長	上嶋和志
副議長	清水浩徳
議会事務局長	東原孝博

#### 4 調査の目的及び調査結果

##### (1) 文化・芸術・図書館の複合施設の実態について

###### 【概要】

札幌市北1条西1丁目

札幌市民交流プラザ（複合施設 札幌文化芸術劇場及び札幌文化芸術センター及び札幌市図書・情報館）

平成30年10月7日オープン

###### 【調査目的】

文化・芸術・図書館の複合施設の実態について

###### 【調査結果】

札幌市民プラザは、地下鉄東豊線から直結しており国内外の優れた舞台芸術や、様々な公演を鑑賞ができる「札幌文化芸術劇場ヒタル」、市民の文化芸術をサポートし支え育ていく「札幌文化芸術交流センタースカーツ」、都心に集う人々の仕事や暮らしに役立つ情報を提供する「札幌図書・情報館」からなる9階建ての複合施設を調査した、バリアフリーで3階まで吹き抜けの開放感のある建物で、特に今回調査した図書館は、札幌市民の人口数から鑑みてコンパクトに蔵書されており一般的な図書館と異なり図書の貸し出しは行わず併設したカフェや休憩スペースで読書を楽しむスタイルとなっているところが印象的であった。

##### (2) 地方自治法改正による国と地方の関係について

###### 【概要】

公益社団法人 北海道地方自治研究所主催の2024自治講座

###### 【調査目的】

地方自治法改正による影響

###### 【調査結果】

「地方自治の現在と自治体に求めること～2024～地方自治法改正の検討を中心に」と題して九州大学大学院教授嶋田暁文氏による、包括的指揮監督権から補充的指示権に改正されたことによる問題点を、様々な研究者の見解を紹介しながらの説明で、地方自治が国により支配されることへの懸念があると批判的な意見が多くあり、また、指示権と並行して改正された指定地

域共同活動団体制度について、目先の交付金や、補助金は、財源の少ない地方自治体にとって魅力であるが、安易に乗ってそのための計画を作るべきではない。地方自治体の原点に戻り地方から国を動かす働きかけが重要と問題提起があった。

パネルディスカッションでは国家緊急権をめぐる動向と問題点について講演を行った室蘭工業大学大学院の浦末愛沙教授と片山健也ニセコ町長を加え国と地方自治体の関係について、北海道大学公共政策大学院山崎幹根教授の進行により問題解決に向けたディスカッションが行われた。

### 【総合考察】

将来の人口動向を考えると、公共施設のコンパクト化は重大なマネジメントと考える。施設の利活用は、住民の多くが休憩や仲間とおしゃべりする人、読書や勉強する人、パソコンを使い仕事や打ち合わせに利用する人など様々な利用法が考えられる。展示やイベントを行えるスペース、様々な教室が開かれ芸術鑑賞会やコンサートなどが実施できる複合施設は本町においては町民ホールが考えられる。今後検討される図書施設の利活用方法のあり方について多々参考になった。

蔵書数の確保や、規則にとらわれず飲食スペースの確保や、自由に読書や学習の利用出来るスペースの確保が住民にとって利便性のある空間、複合施設と考える。

次に国と地方の新しい関係を確立する「地方分権一括法」が平成11年7月に成立して約25年経過しようとしている。国と地方の関係が上下主従の関係から対等・協力関係に変わり、地方分権型行政システム(住民主導の個性的で総合的な行政システム)が構築され今日まで第7次一括法まで改正されているが、改革が潤沢に進んでいるとは言い難い。そんな中、本年6月自治法の改正により国の地方自治体に対する「指示権」の拡大と並行する「指定地域共同活動制度」が成立したことにより、大災害や感染症などの事態時、国が自治体に対し指示ができ、資料提出を求める権限が本当に必要なのか疑問を持たざるを得ない。現行の「災害対策基本法」や、「感染症法」で可能なことで地方分権の逆行ではないかと言わざるを得ない。

今後、人口減少や少子高齢化などに伴い様々な課題や地域社会を取り巻く環境がより一層厳しくなる。小さな自治体で安定した行政サービスを継続する為に、住民・関係団体・研究者・議会と共同で制度内容の分析・検討・調査・研究を進め具体的な提言、要求を出していくことこそが急務で持続可能な地域づくりが求められることと思考する。